

佐賀県告示第333号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項の規定により、天山鳥獣保護区の存続期間を更新するので、鳥獣保護区の設定(平成5年佐賀県告示第621号)の一部を次のように改正し、平成25年11月1日から施行する。

平成25年10月31日

佐賀県知事 古 川 康

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>1 略</p> <p>2 区域</p> <p>東松浦郡<del>厳木町</del>天川の<del>町道天山線</del>と里道の交点を起点とし、同里道を南東へ進み<del>厳木町</del>と<del>富士町</del>の境界線に至り、同境界線沿いに400メートル南へ進み、同地点から東へ直線距離で200メートル進み、同地点から南へ直線で進み<del>富士町</del>と<del>小城町</del>との境界線に至り、同地点から谷沿いへ南へ進み林道河内線に至り、同林道を西へ進み管理車道多久・小城線に至り、同管理車道を南西へ進み林道袖山線に至り、同林道を西北西へ進み<del>多久市</del>と<del>厳木町</del>との境界線に至り、同境界線を西北西へ進み天山ダム沿いの道に至り、同沿道を北へ進み<del>町道天山線</del>に至り、<del>同町道</del>を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域</p> <p>3 存続期間</p> <p><u>平成15年11月14日から平成25年10月31日まで</u></p> <p>4 保護に関する指針</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p><u>区域界の主な場所に鳥獣保護区の標識を設置し、鳥獣保護区であることの周知を図り、県担当職員や鳥獣保護員が、随時鳥獣保護区内を巡視する等して鳥獣保護区の管理に当たる。</u></p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、有害鳥獣捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲制度</p>	<p>1 略</p> <p>2 区域</p> <p>唐津市<del>厳木町</del>天川の<del>市道天山線</del>と里道の交点を起点とし、同里道を南東へ進み<del>佐賀市</del>と<del>唐津市</del>の境界線に至り、同境界線沿いに400メートル南へ進み、同地点から東へ直線距離で200メートル進み、同地点から南へ直線で進み<del>佐賀市</del>と<del>小城市</del>との境界線に至り、同地点から谷沿いへ南へ進み林道河内線に至り、同林道を西へ進み管理車道多久・小城線に至り、同管理車道を南西へ進み林道袖山線に至り、同林道を西北西へ進み<del>唐津市</del>と<del>多久市</del>との境界線に至り、同境界線を西北西へ進み天山ダム沿いの道に至り、同沿道を北へ進み<del>市道天山線</del>に至り、<del>同市道</del>を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域</p> <p>3 存続期間</p> <p><u>平成25年11月1日から平成35年10月31日まで</u></p> <p>4 保護に関する指針</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p><u>区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や鳥獣保護員が随時巡視する等して区域の管理に当たる。</u></p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、鳥獣保護事業計画又は特定鳥獣保護管理計画に基づく有害鳥獣</p>

改正前	改正後
の適正な活用により被害防止に努める。	<u>捕獲制度</u> の適正な活用により被害防止に努める。